

別表十二(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(八) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	15	円
発電を開始した日	2	昭平	当期益金算入額	16	
当期積立額	3		同上以外の場合による益金算入額	17	
積立限度額の計算	累積発電電力量割合	想定総発電電力量	4	計	18
		当期末までの発電量	5	(16) + (17)	
		$\frac{(5)}{(4)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	6	当期積立額のうち損金算入額	19
当期末の解体費用見積額	7		差引原子力発電施設解体準備金の金額	20	
当期の累積限度額	8	$(7) \times \frac{90}{100} \times (6)$	累積限度超過額	21	
前期の累積限度額	9	(前期の(8))	期末原子力発電施設解体準備金の金額	22	
積立限度額	10	(8) - (9)	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	23	
積立限度超過額	11	(3) - (10)	差引	24	
累積限度の度計超算	差引原子力発電施設解体準備金の金額	(20)	当期	貸借対照表の取崩不足額	25
		(12) - (8)	当期分	当期に生じた差額の合計額	26
限度超過額合計	14	(11) + (13)	前前分	前期末における差額	27
			以前	(前期の(24))	

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の54第1項」

②区分番号に、「10196」

③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単位)を記載してください。

法 0301-1208